

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別情報及び指針

ミャンマー：政府の敵対勢力

1.0 版

2015 年 11 月

序文

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、出身国情報(COI)及び特殊な保護及び人権の申請の取り扱いについての指導書である。これには、申請が庇護、人道的保護又は裁量による在留許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び – 申請が却下された場合には– 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、申請を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008 年 4 月付けの出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン及び、2012 年 7 月付けの、欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告手法を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書に関する論評を希望される場合は、当方まで電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境・移民独立主席検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主席検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール : chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主任検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>で閲覧できる。

目次

序文.....	
指針.....	
1. はじめに.....	
1.1 申請の根拠.....	
2. 問題に対する考え.....	
2.1 当該個人の説明は信ぴょう性があるか。.....	
2.2 実際にミャンマー政府の政治的敵対勢力であること又は そうであると認識されることは迫害又は重大な危害の危 険に晒されるか。.....	
2.3 現地での活動.....	
2.4 違法な出国.....	
2.5 危険性に晒される個人は有効な保護を求められるか。.....	
2.6 危険性に晒される個人は国内移住できるか。.....	
2.7 申請が却下された場合は、『明らかに根拠のないもので ある』と証明できる見込みがあるか。.....	
3. 方針の概要.....	
国別情報.....	
4. 基礎情報.....	
4.2 民主主義改革.....	
4.3 2015年11月の選挙.....	
5. 政治的所属.....	
5.1 政治的表現の自由.....	
5.2 政治囚.....	
6. 結社と集会の自由.....	
6.1 法律上の権利.....	
6.2 農民及び土地の権利に関する活動家.....	

6.3	学生抗議デモ.....	
7.	言論とメディアの自由.....	
7.1	法律上の権利.....	
7.2	ジャーナリスト及び人権擁護活動家.....	
8.	移動の自由.....	
8.1	法律上の権利及び制限.....	
8.2	出入国.....	
版管理及び問合せ先	31

ガイドンス

1. はじめに

1.1 申請の根拠

1.1.1 当該個人が実際にミャンマー政府の政治的敵対勢力であること又はそうであると認識されることにより、国家当局から迫害を受ける恐怖。

2. 問題に対する考え

2.1 当該個人の説明は信ぴょう性があるか。

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第4節及び5節を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、各庇護申請を確認して、英国ビザ又は他の在留が過去に申請されたかどうかを立証しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである(ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照)。

2.1.3 意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討すべきである(言語分析に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照)。

[目次に戻る](#)

2.2 実際にミャンマー政府の政治的敵対勢力であること又はそうであると認識されることは迫害又は重大な危害の危険に晒されるか。

2.2.1 2013年3月の国別指針に関する判例、TS (PoliticalLor;monents -risk) Burma CG [20131 UKUT 00281 (IAC)]の中で、上級審判所は、「現行政府の政治的敵対勢力であることを理由に、ある個人がビルマ(ミャンマー)で迫害の危険に晒されるか否かを判断するためには、かかる活動が合理的に拘禁の危険性につながる可能性を評価する必要があると裁決した。ビルマ(ミャンマー)における拘禁は、短期間であっても、ECHRの第3条に反し、資格指令の意味での迫害/重大な危害になる重大な虐待の

現実的危険性を付随的にもたらず。当局が政権の安定又はビルマ(ミャンマー)人の団結の脅威であるとみなす場合には、個人はビルマ(ミャンマー)で拘禁される現実的危険性に晒される(83(i)項及び83(ii)項)。

2.2.2 上級裁判所は IS の中で、「危険性に晒される可能性がある個人の範囲は、政府の転覆を積極的に求めている(又は求めていると認識される)個人から、政府に対する表立った且つ厄介な敵対勢力である個人まで様々である。ある個人が保護を必要とするか否かは、過去及び今後の政治的行動によって決まる。この評価は、抑圧の遺産を持ち越し、反体制派を継続的に厳重監視する最近の政府改革の背景に照らして行わなければならない。この証拠は、国家分裂及び国家権力の喪失に対する引き続く懸念を指摘するものである。虐待の危険性に対する問題は、概して、帰還者が帰還後のいずれかの段階で当局に拘禁されるか否かによって決まる(83(iii)項及び83(iv)項)。

刑務所の状態に関する情報については、国別情報及び指針(ミャンマー)：刑務所の状態を参照のこと。

2.2.3 2011年3月から、結社、表現及びメディアの自由について改善が見られ、野党は2011年3月以前の状況と比較すると、現在は比較的自由に活動できる状態にある。議員は民主的権利について見解を発言できるようになり、議員の発言は国内メディアで多数報道されている。議員は見解の発言を理由に嫌がらせを受けることがなくなっていたが、2014年以降、表現の自由の状況は再び悪化している。2015年8月に導入された新たな規則では、政党及び候補者がビルマ(ミャンマー)軍及び憲法を国営メディアで批判するのを禁じている。

2.2.4 2015年11月8日に国政選挙が実施された。国民民主連盟(NLD)が議席の78パーセントを獲得し、議会の過半数を確保した。現在の - 連邦団結発展党(USDP)が率いる - 政府は、2016年2月まで政権に留まる。憲法の下に、政府軍は引き続き議席の25パーセントを占め、治安担当省を支配することになる(2015年11月の選挙を参照)。政府内で起こる今後の変化によって、政権の安定又はビルマ(ミャンマー)人の団結の脅威であると現行当局にみなされている個人の扱いが実際にどう変わるかを評価するのは時期尚早である。

2.2.5 民主主義の空間に対する制限は依然として厳しく、2014年から悪化しており、政治改革プロセスは著しく失速し、基本的自由が抑制されることもある。政治活動家、ジャーナリスト、土地関連の抗議団体及び人権擁護活動家等の平和的批判者が、人権の行使に対する広範囲且つ曖昧な説明を提示する複数の法律の下に相次

いで逮捕及び拘禁されている。現在拘留されているジャーナリストは 10 人で、いずれも 2014 年に平和的報道活動に関連して有罪判決を受けた。国内の特定箇所への立入りに対する直接的な脅迫、監視及び制限並びに、名誉棄損訴訟を利用した、独立した報道の抑圧を報告したジャーナリストもいる。2014 年に、軍に拘束されていたジャーナリスト 1 人が兵士によって殺害された。人権擁護組織は、多数の元政治囚が条件付きで釈放され、平和的な政治活動に従事したことを理由に再逮捕される危険を冒すことに懸念を表明した。

2.2.6 集会、結社及び表現の自由を抑圧する意図で、様々な法律及び刑法規定が用いられている。国の治安又は主権の脅威とみなされる場合は、個人は罪状、審理又は弁護士への接見なしに最大 5 年間拘束される可能性がある。報告によれば、2015 年 5 月末時点で、収監されている政治囚は(政治及び土地の権利活動家を含め)163 人で、審理待ち状態の政治活動家は 442 人であった。強制的な土地没収は広く行われており、たいていは、旧軍事政権の下に軍が収奪し、軍とつながりがある民間企業に引き渡された。(政治的所属、結社と集会の自由及び言論とメディアの自由を参照)。

2.2.7 移動の自由は、登録証明書がない個人を特に対象にして制限されている。家宅捜索が相次いで発生し、市民団体又は政治活動に関与する個人等の特定層の人々に脅迫及び嫌がらせを行う目的で用いられている。

[目次に戻る](#)

2.3 現地での活動

2.3.1 英国を拠点とする抗議デモについて国別指針に関する判例 [IS](#) が述べたところによれば、

- ・ 抗議デモへの参加又は政治集会への出席を通じて、英国内で反政府勢力であることを表明した経歴がある個人は、この理由だけで、入国時に即座に拘禁される結果になるほどビルマ(ミャンマー当局)に懸念を抱かせることはない。これは、英国での活動が日和見的な見解又は本心から抱いている見解のいずれに牽引されたものであるかには無関係であり、英国における経歴の顕著さにも関係ない。
- ・ 英国内でビルマ(ミャンマー)政府の敵対勢力であることを表明した経歴がある個人は、帰還時にビルマ(ミャンマー)局の監視下に置かれると予想できる。この監視の厳しさは、概ね、外国での反体制活動の程度によって異なるもことになる。

- ・ 監視が帰還後の拘禁につながる現実的危険性の有無は、どの事案においても、既に保有している情報に対するビルマ(ミャンマー)政府当局の見方及び、入国後の監視に起因して当局が受け取るものによって決まることになる。当局の見方は、(i) 当該個人が英国内で、例えば、抗議デモを先導する或いは政治集会で目立った発言を行うことにより、どの程度活動的であったか、(ii) その個人のビルマ(ミャンマー)出国前の行動、(iii) その個人の帰還時の行動、(iv) 当該個人が交流していた人々の経歴及び、(v) 団結の安定を乱すと政府がみなす民族性を個人が有するか否か又は当該個人の活動が、ビルマ(ミャンマー)政府が機密問題とみなしている民族的、地政学的又は経済的な地域要素を含む類のものであるか否かによって形成されることになる。
- ・ 危険性を決定する鍵になるのは、政府に注目される個人の経歴である。当該個人が帰還後に、ビルマ(ミャンマー)政治活動を行っていた経歴を主張すればするほど、厳しい監視を受ける危険性及びそれに伴う拘禁の現実的危険性はそれだけ大きくなる。
- ・ 上記で特定される危険性はいずれも、個人の国際的な著名度が極めて高い場合に、合理的に高くなる可能性は概ねない。証拠が示すように、政府は国際的に著名な活動家を拘禁したことで悪評を受けることは何としても避けたいと考えている(83 (v)項-(ix)項)。

[目次に戻る](#)

2.4 違法な出国

2.4.1 当該個人のビルマ(ミャンマー)からの違法な出国は、危険性をさらに悪化させる要因になり得る。国外に渡航するビルマ(ミャンマー)人は、電子出国フォーム(e-Dform)が必要である。これは、許可された国際空港の出国デスクで出国時に提示しなければならないものである。政治活動家、元政治囚及び外国大使館の一部の現地職員に対しては、海外渡航は制限されている。国家安全保障の脅威とみなされる個人を出入国させないようにする政府のブラックリストにはおよそ 4,000 人が記載されていると考えられている。有効なパスポート又は渡航書類を携行しないビルマ(ミャンマー)への入国は違法であり、この行為は禁固刑を発生させる可能性がある。亡命国からビルマ(ミャンマー)に帰還する個人は、書類の処理の遅延に遭遇しており、帰還したある政治活動家は帰還時に、禁固 6 ヶ月を言い渡された(ビルマ(ミャンマー))

への出入国を参照)。

2.4.2 2006年1月23日の国別指針に関する判例、HM(Risk factors for Burmese citizens)Burma CG.[2006] UKAIT 00012の裁定は以下のとおりである。

(1) ビルマ(ミャンマー)を違法な手段で出国したビルマ(ミャンマー)人は、概して、ビルマ(ミャンマー)への帰還時に、ECHRの第3条に基づく権利を侵害する合理的可能性がある状態で収監される現実的危険性に概ね晒される。どのような手段で取得したとしても、ビルマ(ミャンマー)当局の許可なしに出国する場合は、出国は違法になり且つ、出国許可条項により当該個人が渡航を禁じられた国への渡航を含むことになる。1950年のビルマ非常事態法(Burma Emergency Act)の第5条(j)を採用する Van Tha の事案の趣旨から、同条項のその事案への適用に基づいて又は、当法廷が第83項に明記した出国要件の違反の結果として、この結論を推論するのが適当であると考ええる。

(2) ビルマ(ミャンマー)が発行する有効なパスポートを所持せずに英国からビルマ(ミャンマー)に帰還する場合は、ビルマ(ミャンマー)人はかかる収監の現実的危険性に概ね晒される。

(3) 英国に在留するビルマ(ミャンマー)人の場合は、大使館にその名前の期限切れパスポートを提示できない限り、在ロンドンビルマ(ミャンマー)当局がパスポートを発行する見込みは合理的にない。

(4) (1)又は(2)に該当する個人が申請を却下された庇護希望者であることにビルマ(ミャンマー)当局が注目する場合は、当該個人の出国及び／又は入国に対して科される当該個人の刑期の長さ著しい影響が合理的に及ぶ可能性が高い。かかる個人を英国から帰還させることは、これにより、難民条約第33条の批判になる。この事実当局が注目するか否かは、特殊な事案の事情に基づいて且つ、当該個人が帰還時に尋問を受ける可能性が高いことを踏まえて決定する必要がある。

(5) (1)又は(2)に該当しない個人が、英国で庇護を申請したことを理由に、ビルマ(ミャンマー)への帰還時に迫害又は第3条の虐待を受ける現実的危険性に直面することを示す事例は、当該個人がかかる申請を行ったと確信する理由がビルマ(ミャンマー)当局にある場合でも、その個人を政治的敵対勢力とみなす理由がビルマ(ミャンマー)当局にない場合には、これまで示されていない(第93項)。

2.4.3 刑務所の状態に関する情報については、国別情報及び指針(ミャンマー)：刑務所の状態を参照のこと。

2.4.4 危険性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第6節、刑務所の状態に関する情報については、国別情報及び指針(ミャンマー)：刑務所の状態を参照のこと。

[目次に戻る](#)

2.5 危険性に晒される個人は有効な保護を求められるか。

2.5.1 当該個人の恐怖は国家による虐待／迫害についてであるため、個人が当局の保護を利用できると考えるのは非合理的である。

2.5.2 国家の保護の利用可能性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第8節1を参照のこと。

2.6 危険に晒される個人は国内移住できるか。

2.6.1 当該個人の恐怖は国家による虐待／迫害についてであるため、その危険性から逃れるための移住をその個人に期待するのは合理的でもなく現実的でもない。

2.6.2 国内移住の検討要因及び検討に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションの第8節2を参照のこと。

2.7 申請が却下された場合は、『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか。

2.7.1 申し立てが拒否される場合は、2002年の国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)の第94条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。

2.7.2 証明に関する詳細な指針については、非停止上訴：2002年のNIA法の第94条に基づく証明に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

[目次に戻る](#)

3. 方針の概要

3.1.1 2011年に軍事政権から文民の民主主義国家への移行が始まって以来、集会、表現及びメディアの自由に対する改善傾向が複数見られ、野党は以前より自由に活動することが許されている。2015年11月に実施された国政選挙では、野党 NLD 党が地滑りの勝利を勝ち取り、2016年2月から政権に就くことになっている。

3.1.2 相次ぐ複数の報告によれば、政治活動家、土地関連の抗議者及び人権擁護活動家等の平和的批判者は、集会、結社及び表現の自由を抑圧する様々な法律及び刑法の規定の下に相次いで逮捕及び拘禁されている。

3.1.3 当該個人の恐怖が国家による虐待／迫害についてである場合は、その個人が当局の保護を受けられると考えるのは非合理的である。その危険性から逃れるための国内移住を当該個人に期待することも非合理的であり非現実的である。

3.1.4 当該個人が違法な手段でビルマ(ミャンマー)から出国している場合は、帰還時に収監される現実的危険性に晒される。

[目次に戻る](#)

国別情報

2015年11月17日更新

4. 基礎情報

4.1.1 ビルマ(別称ミャンマー)は1962年から2011年まで軍事政権によって支配された。軍事政権は反対意見を全て抑圧し、民間人の強制移住及び広範囲に及ぶ強制労働の行使等の目に余る人権侵害で、世界中から広く非難された。2010年に20年ぶりの第1回総選挙が行われた。これは、軍事支配から文民の民主主義国家に移行する上での重要な一歩であると軍事政権から称賛されたが、1990年に行われた前回の多党選挙で地滑りの勝利を収めたが、政権奪回を許されなかった野党第一党であるアウンサンスーチー(Aung San Suu Kyi)の国民民主連盟(NLD)によってボイコットされた。

4.1.2 2010年の選挙は自由且つ公正とみなされず、『「繰り上げ投票」の不正操作及び他の不正行為』が複数申し立てられた。フリーダムハウス(Freedom House)の報告によれば、

『軍の支持を受ける連邦団結発展党(Union Solidarity and Development Party)(USDP)は、上院で168議席中129議席、下院で330議席中259議席を獲得した。USDPは14の州及び地方域議会でも議席の75%を確保した。ラカイン民族開発党(Rakhine Nationalities Development Party)(RNDP)及びシャン民族民主党(Shan Nationalities Democracy Party)(SNDP)は、民族代表院(House of Nationalities)及び国民代表院(House of Representatives)でそれぞれ、USDPに次ぐ議席率を獲得した。NLDの分派である国民民主勢力(National Democratic Force)(NDF)は上院で4議席、下院で8議席を獲得した。』

4.1.3 BBCのビルマ(ミャンマー)に関する概要によれば、2011年3月に、『テイン・セイン大統領 - 軍事政権下では将官と首相を兼任した - を元首とする名目上の文民政府が設立された。しかし、2008年に軍事政権が制定した新しい憲法は、国軍の優位を確立するものであった。両院の議席の4分の1は軍に割り当てられており、3つの主要閣僚 - 内務相、国防相及び境問題相は、現役将官が就任しなければならない。』

4.1.4 新しい憲法は、議会における軍の優越を確保したものになっており、議席の

25 パーセントを軍に割り当て、憲法改正に対する事実上の拒否権を軍に与えている。

4.1.5 ヒューマンライツウォッチがワールドレポート 2015 の中で述べたところによれば、

『自由且つ公正な選挙を 2015 年に行うという政府の公約は、政府が予定された予備選挙を中止し、大きな不備のある 2008 年憲法の改正に一切取り組まなかったことを理由に、2014 年の時点で疑問視された。野党の国民民主連盟も援助国政府も憲法、特に、野党党首アウンサンスーチーの大統領資格を事実上剥奪する第 59 条(f)の改正を強く要求した...

『ビルマ(ミャンマー)軍又は Tatmadaw は憲法改正を拒否し、軍の上級幹部は多数の発言の中で、現行憲法を軍の中核的責務の 1 つとして保護することを明言した。軍上層部は、割り当てられた議席の比率、主要閣僚の支配及び非常時の権限を保持するべきだと主張した。』

4.2 民主主義改革

4.2.1 テイン・セイン大統領はその在任期間の初めに、これまでより説明責任を果たす開かれた政府等の、民主主義及び改革を目指す一連の公約を導入した。集会、表現及びメディアの自由に対する改善措置がこれまでに複数実施され、野党各党は以前より自由に活動することができる。

4.2.2 しかし、特別報告者が 2015 年 1 月のビルマ(ミャンマー)への派遣任務後に述べたように、政治領域における多数の分野に依然として制限が課されており、2014 年 7 月の第 1 回視察訪問時より悪化した事例もあった。

4.2.3 特別報告者は 2015 年 8 月に、ミッション終了ステートメントの中で、『ミャンマー社会のあらゆる部門にわたって、数千人もの国民が公民権を剥奪される可能性に対する懸念』を強く主張した。これには、出稼ぎ労働者、国内避難民及び難民、カチン州及びシャン州北部等の紛争地域及び、治安上の理由で選挙が中止になる可能性があるミャンマーの他の地域で暮らす民間人及び、暫定在留登録許可書(「ホワイトカード」)を過去に所持していた数十万人が含まれる。ホワイトカードの所持者は、2010 年の選挙で投票を許されたが、憲法裁判所の決定を受けて、2015 年 2 月にこの権利を剥奪された。

4.2.4 ヒューマンライツウォッチ(HRW)の報告によれば、『ビルマ(ミャンマー)に

おける改革プロセスは、著しく低迷しており、基本的自由及び民主化に見られた 2014 年の進展が逆行する事例もあった。政府は人権を著しく制限する法律を相次いで可決し、2015 年の選挙に先立つ憲法改革を求める要求に取り組もうとしなかった上、土地関連の抗議者及びジャーナリスト等の平和的批判者の逮捕も強化した。

[目次に戻る](#)

4.3 2015 年 11 月の選挙

4.3.1 2015 年 11 月 8 日に、ビルマ(ミャンマー)で総選挙が実施された。この選挙は概ね公正とみなされたが、国民と認められていないロヒンギャ及び国内 7 箇所の相次ぐ民族紛争で影響を被った人々を含め、数十万人が投票できない又は投票権を与えられなかった。

4.3.2 地滑りの勝利を収めた国民民主連盟(NLD)は、議会の過半数を確保するに足る議席の 78 パーセント(文民の 498 議席中 387 議席)を獲得した。憲法上、ミャンマー軍は議席の 25 パーセントを占有しており、治安関連省を支配し、NLD の党首アウンサンスーチーを大統領の地位に就かせないようにしている。現行政権の USDP は 41 議席を確保し、2016 年 2 月に新任議員が就任するまで政権を維持することになっている。現行議員はそれまでの間、引き続き法律を可決することができる。議会議長は議席を失った議員に、引き続き「残された時間の間、立法者として国と国民の利益のために誠実且つ公正に尽力するよう」促した。新しい大統領は 3 月末までに就任する予定である。

5. 政治的所属

5.1 政治的表現の自由

5.1.1 2015 年 4 月時点で、ビルマ(ミャンマー)には 71 の政党が正式に登録されている。

国際危機グループ(International Crisis Group)(ICG)の報告によれば、「政党の 3 分の 2 は、所属州を持つ主要政党 7 党もこれより小規模の少数政党も、少数民族集団の代表を有する。軍事政権からの移行のこの早い段階では、そして少数民族コミュニティの長年の周縁化を踏まえると、アイデンティティ政治はまだ定着している。つまり、政党は、政策ではなく民族的アイデンティティを中心に結成される傾向にあるということである。各党が特定する最大の問題は、十分な財源を確保していくこと及び、手

腕的にも組織的にも能力に限界があることである。主要民族集団の多くは、(少なくとも)2つの政党に代表を送っている。一方は1990年に発足し、2010年の選挙を大多数がボイコットしたが、その後再登録した党で、もう一方は、2010年に登録したため、現在議会で活動するこれより歴史の浅い党である。』

5.1.2 2012年の予備選挙で議席を獲得したにもかかわらず、NLDの象徴的指導者アウンサンスーチーは、外国人血縁者が2人いることを理由に、憲法第59条(f)の下に、大統領への出馬を事実上禁止された。

5.1.3 ヒューマンライツウォッチは2015年8月に、『政党及び候補者がビルマ(ミャンマー)軍及び憲法を国営メディア上で批判するのを禁じる新しい規則について懸念を表明した。...連邦選挙委員会(Union Election Commission)(UEC)は2015年8月29日に、国営ラジオ及びテレビで、またその後国営紙の中で再度、各党が11月8日の投票日に行う方針説明を15分に制限する意向を発表し、この方針説明でミャンマー軍又は2008年憲法を批判することを禁じた。憲法は軍が管理下に置く不正な国民投票で可決された。UEC及び情報省は、全ての方針説明を厳重に吟味し、「ミャンマー軍を分裂させるような又はミャンマー軍の威厳を貶め損なうような」言葉が一切発せられないようにする意向を示している。...この新たな命令は、複数の政党との協議を経て起草され、2015年6月26日に67政党(立候補者およそ90人から)が署名した政党及び候補者に対する行動規範を徐々に弱めている。この行動規範の記述よれば、全ての政党は「既存の法規則に明記されたとおりに、その構想、基本原則及び政治的目標を提示し、マスメディアを自由に利用して遊説し、その選挙関連の文書及び資料を妨害、脅迫又は抑圧を受けずに公表及び配布する」他の党の権利を尊重するものとなっている。...UECが国営メディアでの国軍の批判を禁止する前は、軍が憲法改正案を阻止しようとしたことを議員(MP)及び他の個人が次第に強く非難するようになっていた。2015年6月に行われた議会討論では、憲法の主要規定の改正にまず議員の75パーセントの支持を義務付け、次いで、全国規模の国民投票有権者の過半数の賛成票を義務付ける、憲法第436条(a)節の改正に、国民議会の議員の61パーセントが賛成票を投じた。ミャンマー軍は憲法を通じて、議会の総議席の25パーセントを保障されており、軍の権限を希薄にし得るものを含め、改正案に対する事実上の拒否権を与えられている。

5.1.4 2014年9月に発効した政党登録法(Political Parties Law)は、完全な権利を持つ国民に限定して政党の結成を許可しており、完全な権利を持つ国民又は帰化国民に党员になることを許可しており、従って、1982年法によって事実上無国籍者にされた、完全な市民権証明書を与えられないロヒンギャの政治参加を禁じている。

2015年4月23日現在の登録政党一覧については、国際危機グループの報告書、『ミャンマーの選挙動向』を参照のこと。

5.1.5 フリーダムハウスの報告によれば、議員は2011年以降、民主的権利に対する見解を述べることを許されており、発言時間は制限されることが多いものの、議員の発言の多くは、国内メディアで放送されており、その発言を理由に議員が嫌がらせを受けることはこれまでなかった。

5.2 政治囚

5.2.1 2012年から、政治囚を含む受刑囚に対する大規模な恩赦が数回行われた。2013年2月に、「全国の刑務所で現在服役中の政治囚を精査した上で受刑囚を自由の身にするための」現在服役中の良心の囚人精査委員会(Committee for Scrutinizing the Remaining Prisoners of Conscience)が設立された。政府は2014年10月に、3,000人を超える受刑囚の釈放を発表した。釈放された受刑者の大半は軽犯罪者と思われていたが、(2004年に退陣後自宅監禁され、2012年に解放された)キン・ニュン(Kin Nyunt)前首相の側近と言われている軍の元諜報部員も複数釈放された。

5.2.2 米 국무省が国別人権状況報告書2014年版の中で報告したところによれば、

『政府は2014年を通じて1人又は2人の政治囚を釈放した一方で、新たに複数人を逮捕した。政治囚の支援団体の推計では、年末の時点で拘禁されている政治囚は80人を超えた。この数字には、数百人と推計されるラカイン州の被拘禁者は含まれていなかった。釈放された政治囚の多くは、釈放後に多大な制限を受けた。これには、収監前に行っていた研究の再開禁止、渡航書類の確保又は身分証明や土地の所有権に関連する他の書類の取得禁止などがあった。釈放された政治囚は第401条の下に、何らかの理由で再逮捕された場合は、残りの刑期を務める見込みに直面した。』

5.2.3 2015年1月に、良心の囚人問題委員会が新設されたが、以前の委員会と異なり、元政治囚は組み込まれなかった。アムネスティ・インターナショナルとヒューマンライツウォッチは、2015年2月6日の共同書簡の中で以下のように述べた。

『アムネスティ・インターナショナルとヒューマンライツウォッチは、新設委員会の委員28人のうち、女性は1人だけで、元良心の囚人協会の代表も2人しかいないことに注目する。代表が - 精査委員会の委員も - その活動に対する懸念を明言したビルマ(ミャンマー)政治囚支援協会委員会(Committee of the Assistance Association

for Political Prisoners - Burma) (AAPP-B)から上記の者が排除されたことにも遺憾の念を持って注目する。』

5.2.4 AI 及び HRW の書簡は次いで、かかる委員会の創設にもかかわらず、『良心の囚人は依然として収監されたままであり、平和的抗議者、ジャーナリスト、人権擁護活動家 - 特に、土地紛争に関与した擁護者 - 及び農民が、その平和的活動のみを理由に相次いで逮捕され、起訴され、収監されていることを強調した。』
(農民及び土地の権利に関する活動家も参照)。

5.2.5 ビルマ(ミャンマー)政府は、政治囚は残っていないと主張したが、政治囚支援協会- AAPP(ビルマ(ミャンマー))の記録によれば、2015年5月時点で、163人の政治囚(政治活動家及び土地の権利に関する活動家を含む)が拘留されていた他、442人の政治活動家が審理待ち状態であった。フリーダムハウスによれば、『行政拘禁法は、国家安全保障又は主権への脅威とみなされる場合には、起訴事実、審理又は弁護士への接見なしに個人を最大5年まで拘束することを認めている。』2015年3月の特別報告者の報告によれば、『2014年末時点の正式な数字では、収監中の政治囚は27人であるということだったが、特別報告者が受領した情報では、実際の数はこれよりはるかに多い可能性がある。報告者が視察訪問時に伝えられたところによれば、土地の没収後に不法侵入で服役中の農民は78人で、刑務所以外で審理待ち状態の活動家は200人を超えるということであった。この数字は驚くほど多く、特別報告者はミャンマーでは政治囚がこれ以上拘束されることはないとする早い段階の意向表明が達成されていないことに懸念を抱く。』

5.2.6 ヒューマンライツウォッチ及びアムネスティ・インターナショナルは、政治囚の多くが条件付きで釈放されたに過ぎず、平和的政治活動に従事したことを理由に再逮捕される危険性があることに懸念を表明した。AAPPは、拘留、審理待ち状態の又は釈放された政治囚に関する最新データを保持している。

5.2.7 ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者は2015年8月の任務終了報告書の中で、以下のように述べた。

『人権擁護活動家及び市民団体関係者の間で、その活動に対する監視及び偵察が強化されており、治安職員及び政府調査官による脅迫及び嫌がらせが増えていると認識していることが懸念される。2015年1月の直近の視察訪問以降、市民団体の - 学生、政治活動家、労働者、組合幹部、農民及びコミュニティ主催者等の - 関係者が表現、集会及び結社の自由の権利を行使したことで、相次いで逮捕され、有罪判決

を受けている。多くは、単一の抗議活動に関連して、様々な郡区で複数の起訴事実及び審理に遭遇している。この慣行は直ちに終息させるべきである。』

刑務所の状態全般に関する情報については、国別情報及び指針、ビルマ(ミャンマー)：刑務所の状態を参照)。

[目次に戻る](#)

6. 結社と集会の自由

6.1 法律上の権利

6.1.1 集会と結社の自由については、2011年以降進展が見られたが、2014年6月に改正され、これゆえに、当局が集会の許可要請を拒否する権限を排除した平和的集会と平和的行進の権利法(法律)は、依然として、国際的人権基準を遵守していない。

6.1.2 ヒューマンライツウォッチの報告によれば、

『[2014年]6月に、議会は国民の圧力に屈し、平和的行進及び集会法を改正したが、集会許可を拒絶する幅広い自由裁量を地方自治体職員に付与する、物議を醸した第18条はそのまま維持した。市民団体から広範囲の批判を集めた集会法の原案は、報告書の作成時点ではまだ検討中であり、軍の支配下にある内務省は、国内外の非政府組織の登録を制限する権限を当局に広く付与する規定の排除に難色を示していた。』

6.1.3 ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者は、反政府抗議運動には同法を厳重に適用する一方で、政府の政策を公然と支持する個人には同様の制限が課されていないことに懸念を示した。特別報告者の報告によれば、

『この法律は集会又は行進の5日前までに当局から同意を得ることを義務付けている。法律は、集会又は行進に制限を課すことを認めているが、同意の付与又は制限の強制に適用される正確な規則は法律上設定していない。第10条から12条は、イベントの実際の実施に詳細な制限を課している。これには、何を発言し、唱和し、行ってよいか及び参加者の行動の許容範囲などがある。上記の規則に対する違反があった場合は、イベントの同意は取り消される。』

6.1.4 特別報告者の報告によれば、『土地没収、大規模な開発プロジェクト、環境劣化及び憲法改革等に関連して平和的集会及び結社の権利を行使した個人の相次ぐ逮捕及び訴追の情報を入手した。抗議者の多くは、平和的集会及び平和的行進の権利法及び、刑法の第 188 条、第 505 条(b)、295 条(a)及び 333 条の下に起訴されている。』HRW は、「許可されていない」集会を理由にこの数ヶ月で数十人が逮捕された事例を取り上げた。同法の第 17 条、18 条及び 19 条は、刑期を定めている。

6.1.5 米務省が人権に関する報告書 2014 年版の中で報告したところによれば、『国民及び各国の市民団体集団は、「虚偽の情報を含む」発言、国家に危害を及ぼし得る全ての発言又は「公衆に恐怖や混乱を引き起こし、道路や車両の通行を阻害する全ての行動」を刑事犯罪にする平和的抗議運動に関する法規定を相次いで批判した。この法律は、許可されていない抗議運動に対し、抗議者が通過した各郡区において罰金又は 6 ヶ月以下の禁固刑を受けることも義務付けている。この法律によって、活動家は何年も収監される可能性がある。政府は公共の会場に、政治集会の実施を求める組織に会場を賃貸するための 20 日前までの許可申請を行うよう引き続き義務付けた。

6.1.6 英外務連邦省(FCO)の報告によれば、集会登録法の改正によって、『国内及び国際非政府組織(NGO)の登録不履行に対する厳格な刑事罰は排除されたが、登録委員会が「国家安全保障上の理由」に基づいて NGO の申請を評価するための規定は残っている。これには、申請評価に対する潜在的に恣意的な規準が導入されている。』

6.2 農民及び土地の権利に関する活動家

6.2.1 ラジオフリーアジア(Radio Free Asia)(RFA)が述べたところによれば、ビルマ(ミャンマー)では政府、軍及び民間企業による土地没収は広く行われており、国内で上位に入る権利侵害の 1 つになっている。アムネスティ・インターナショナルが 2015 年の年次報告書の中で述べたところによれば、土地紛争の調査に向けて 2012 年に設立された議会の委員会は、6,000 件に上る土地没収事案の報告を受理したが、『土地紛争の解決又は対応を怠ったことで、農民及び影響を受けた他の個人はいわゆる「耕作抗議運動」に訴えるようになりつつあり、紛争対象の土地を農民が耕す状態になっている。一部の抗議運動は、治安部隊による不必要な又は過度の武力行使に遭遇した。農民及び農民を支援する人権擁護活動家の多くは、たいていは不法侵入及び器物損壊罪に関連する刑法規定の下に逮捕及び告発された。』

6.2.2 2014 年 11 月 12 日のエーヤワディー地方域のニューズレターによれば、『ミャンマー国家人権委員会(Myanmar National Human Rights Commission) (MNHRC)

は、今年[2014年]に受理した苦情全体のおよそ45パーセントは、土地紛争に起因するもので、3年前に同委員会が設立されてからこれまでで最も高い比率であったと述べた。』

6.2.5 2014年12月のエーヤワディー紙の報道によれば、レパダウン(Letpadaung)銅山採掘プロジェクト付近の土地没収に抗議する村民に参加したために、女性1人が警察に射殺されたという事実である。ビルマ民主の声(Democratic Voice of Burma)の報道によれば、警察が土地の区画に侵入するのを阻止しようとした抗議者に警察が発砲したために、20人が負傷する事件も発生したということである。村民は、中国系ビルマ(ミャンマー)鉱業会社、ミャンマー万宝社(Myanmar Wanbao)が提示した補償金の受取りを拒否していた。2012年11月に、抗議デモ参加者80人が負傷した。伝えられるところによれば、機動隊が鉱山で抗議運動を解散させた時に投じた白燐団が原因だということである。

6.2.6 HRWの報告によれば、「土地の権利をめぐる抗議運動は、不十分な補償金又は移住期間を突きつけられて農民が立退きに直面するようになったのに伴い、2014年に激化した。追放された土地に元々耕作した又は帰還を要求した農民は、ミャンマー軍兵士による暴力を受けた。国民議会のミャンマー軍議員は、国軍による数十年前の土地没収の範囲に関する議会の討議を中止した。米務省が国別人権報告書2014年版の中で述べたところによれば、

『農民及び社会活動家は、土地の権利及び土地没収に対する抗議運動を全国各地で行った。人権擁護団体は、農民集団及びそれを支援する個人が土地没収に対する抗議を理由に逮捕された数百件にも上る事案を報告した。報告された事案の多くは、軍が軍事政権下で没収し、軍とつながりがある民間企業又は民間人に譲渡した土地に関するものであった。平和的抗議運動者を有罪にするためによく用いられる罪状には、不法侵入、平和的集会及び平和的行進法違反及び、「国家反逆罪又は公衆の安寧を脅かす犯罪」を引き起こす可能性があるとみなされる行為を非合法化する刑法第505条(b)の違反などがあった。政治囚支援協会(ビルマ(ミャンマー))の報告によれば、2015年を通じて、数百件の逮捕及び起訴事案が発生し、土地没収に対する平和的抗議運動に関連して訴訟を受けた農民は1,000人を超えた。例えば、2015年9月10日には、国内6箇所の地方裁判所が、2013年11月に勃発したMinchaugkanでの土地没収に反対する平和的抗議デモを先導した土地の権利に関する活動家、セイン・タン(Sein Than)に、平和的集会法に違反したとして2年2ヵ月の重労働を含む有罪判決を言い渡した。』

6.2.7 特別報告者はビルマ(ミャンマー)の視察訪問時に、『土地の没収後に不法侵入で実刑判決に服した農民 78 人及び刑務所以外で審理待ち状態の 200 人を超える活動家』に聞き取り調査を行った。RFA の 2015 年 2 月の報告によれば、旧軍事政権に没収されたと主張して土地の返還を求める村民が運営する抗議運動キャンプが、当局によって取り壊された。村民を代表する弁護人の報告によれば、違法な抗議デモを主催したとして、14 人が逮捕及び起訴された。RFA の報告の続きによれば、
『別の開発では、ミャンマー南部のタニンダーリ(Tanintharyi)地方域のヤシ油プランテーションプロジェクトのために開発業者が没収した土地をめぐって、木曜日に農民が当局と衝突したのを受けて、14 人が起訴される見込みである。』

6.2.8 HRW の 2015 年 8 月の報告によれば、ビルマ(ミャンマー)当局は結社及び表現に関する法律を行使して、土地の権利に関する活動家の活動を中止させた上で、『土地の権利の活動家は次第に、ビルマ(ミャンマー)の新たな政治囚になりつつある』と述べた。HRW によれば、

『最近カレン州で見られる著名な土地の権利擁護者の恣意的逮捕は、土地の接収を声に出して反対する個人を政府関係者及びその事業協力者が訴追した典型的な例である。警察は 2015 年 8 月 7 日の真夜中近くに、カレン州 88 世代学生組織の指導者、ウー・ソー・マウン・ジー(U Saw Maung Gyi)を逮捕した。当局は、警察がカレン州の反乱者と主張する男性を支援したとして、同氏を違法結社法の第 17 条(1)の下に起訴した。ウー・ソー・マウン・ジーは有罪判決を受ければ、2 年から 3 年の禁固刑に服することになる。88 世代学生組織に対する嫌がらせを強化するために、警察は同夜に、同組織の事務所で眠っていた農民及び活動家 9 人も逮捕し、政府の許可を得ずに居住県外で外泊したとして罰金を賦課した。』

6.2.9 HRW の続きによれば、

『これらの活動家の逮捕の前にも、6 月にカレン州で、所有権を主張した土地に小屋を建設したために、森林法の第 43 条(a)に対する違反容疑で、27 人が逮捕された。27 人は禁固 7 年以下を言い渡された。カレン州ではこれ以外にも、2015 年 3 月にパアン(Hpa-an)での抗議運動を受けて、13 人が平和的集会及び平和的行進法の第 18 条の下に起訴されている。... パゴー(Pegu)地方域警察は 6 月以降にも、2015 年 7 月 23 日に、著名な元政治囚で現在ミャンマー農民連合会長のスー・スー・ヌエウ(Su SU Nway)を、ビルマ(ミャンマー)軍が数年前に接収した農地に調査目的で不法侵入したとして逮捕及び起訴した。同氏の審理は 2015 年 7 月 29 日に始まり、同氏は禁固 3 ヶ月に処される可能性がある。

『ビルマ(ミャンマー)の政治囚の数は昨年を通じて急増し、現在およそ 170 人が収監されており、400 件の様々な起訴事実を受けている。上記には、不法侵入又は違法な集会のいずれかで起訴された農民及び土地の権利の活動家多数が含まれる。

[目次に戻る](#)

6.3 学生の講義デモ

6.3.1 警察は 2015 年 3 月 10 日に、ラングーン(ヤンゴン)地方域北部のレットパダン(Letpadan)近郊の抗議デモに参加した学生およそ 200 人を解散させ、学生及びその支援者と認識される個人複数人を逮捕した。この抗議運動は、国民教育法案をめぐる全国の子生組合と教育省間の緊張が数ヶ月間にわたって高まった末に発生した。ラジオフリーアジアの報道によれば、抗議デモ参加者は、法案は『学生組合を解散させるものであり、カリキュラム等の問題に対する意思決定権を政府が大学側から奪える』ようにするものとみなした。学生がラングーンを目指したのに伴って、警察と抗議デモ参加者間で武力抗争が勃発した。逮捕者は 100 人を超えた。国際人権連盟 (International Federation for Human Rights) は声明の中で、警察は平和的抗議者に対し、過度の武力を行使したと報告した。ヒューマンライツウォッチの報告によれば、『警察が学生抗議デモ参加者を弾圧したやり方及び、学生の捜索及び逮捕に向けた現地警察の支援要員の利用は、ビルマ(ミャンマー)軍政府機関が過去の違法な戦術に逆戻りしたことを示唆するものである。』RFA の報告によれば、2015 年 5 月 12 日に、3 月に逮捕された 70 人を超える学生活動家が出廷し、違法な集会罪及び暴動扇動罪に問われた。RFA は以下のように述べた。『シュウェボ(Schwebo)市内に住む大学生 13 人及び未成年の高校生アウン・ミン・ハーン(Aung Min Khant)は保釈申請を行ったが、ターラーワディ(Tharrawaddy)郡区裁判所が火曜日に釈放したのはこの 16 歳だけであった。

6.3.2 国連特別報告者は任務終了報告書の中で、『2015 年 3 月 10 日にレットパダン(バゴー地方域)で行われた学生及びその支持者に対する警察の激しい取締りについて以下のように述べている... 抗議デモ現場への立入り機会を与えられ、当局と会い、ターラーワディ郡区刑務所に拘禁された 5 人に聞き取り調査を行ったところ、警察の過度の武力行使を訴える主張を聞いた。この主張に対する迅速且つ公平な独立した調査を行うよう当局に要請する。上記の 5 人は恣意的に逮捕されたというのが個人的意見である。ゆえに、迅速且つ無条件の釈放を要求すると共に、レットパダン事件に関連して逮捕された全ての個人に対する起訴を全て取り下げるべきだと勧告する。』

7. 言論とメディアの自由

7.1 法律上の権利

7.1.1 特別報告者が報告したように、『印刷出版法は昨年[2014年]に、出版(緊急事態権限)法及び印刷出版社登録法に取って代わった。この新たな法律は、全ての出版物に情報省への登録を義務付けて、5年間のライセンスを供与する。これはこれまでの1年間のライセンス供与に対する改善措置であるが、この新たな法律には、かかる登録許可の意思決定に政治が関与しないようにするための予防対策が欠如している。』ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)が述べたところによれば、『この法律は宗教に対する侮辱、法の支配の混乱又は民族統一に有害とみなし得る報道記事を禁じている。出版物は同法に従って登録されなければならない、その曖昧な規定の違反が発覚した出版物は登録を取り消される危険性がある。』

7.1.2 2014年のマスコミ法(News Media Law)は、メディアの自由に対する保障条項をいくつか導入し、同法の違反により禁固刑が科されなくなったが、Article 19はマスコミ法に対する見解の中で、この法律は定義のない規則及び法令で表現の自由に曖昧な制限を課していると報道した。印刷物、放送及びインターネットベース等の全ての報道機関は、依然として、政府に所属するメディア評議会(Media Council)の支配下に置かれていた。

7.1.3 国連特別報告者が述べたところによれば、『この法律、表現の自由に曖昧な制限を課しており、報道機関職員は、予測できない制限につながり得る定義のない「規則及び法規」及び、憲法又は他の詳細不明の法律に照らして適格とされる他の「資格」に従って情報を調査、公表及び放送することを許される。』

7.1.4 アムネスティ・インターナショナルの2015年6月の報告によれば、『表現の自由に対する制限というより広い文脈において、ジャーナリストの逮捕及び収監が発生している。当局は、刑法の第505条(b)及び国家機密法等の表現の自由の権利を過度に制限する古い法律を相次いで行使している。』

7.1.5 ジャーナリスト保護委員会(JPC)が報告したように、1923年の国家機密法を

含む国家安全保障に関する法律を利用して、機密扱いの軍事を報道したジャーナリストを脅迫及び収監している。

7.1.6 表現の自由の制限には、刑法の条項も複数使われている。これには、治安妨害罪、猥褻罪、宗教及び宗教心の侮辱罪及び名誉棄損罪などがある。Article 19、ミャンマージャーナリスト協会(Myanmar Journalists' Association)(MJA)、ミャンマージャーナリストネットワーク(Myanmar Journalists' Network)(MJN)及びミャンマージャーナリスト連合(Myanmar Journalists' Union)(MJU)はミャンマーの普遍的定期審査に関する国連作業部会に向けた2015年3月の共同提出文書の中で、以下のように述べた。「名誉棄損又は離反教唆又は政府に対する侮蔑と定義されている治安妨害罪は、表現の自由に対する国際基準を満たしていない。... 2014年10月には、Bi Mon Te Nay Journalの報道機関職員5人、Kyaw Zaw Hein、Kyaw Min Khaing、Aung Thant、Win Tin及びYin Min Tunが、治安妨害を理由に禁固2年を言い渡され、その機材を全て没収された。5人は、暫定政府が結成されるとする政治活動家の主張を報道した。検察官はマスコミ法の下に起訴することを拒否した。」

7.1.7 フリーダムハウスの報告によれば、改正された電子商取引法(ETL)に基づいて、関連する情報の「授受」等の、国家安全保障、法の支配、地域社会の平和と安寧、国民の団結、国家経済又は国民文化に「有害な行為」に対する刑罰は、罰金又は(7年以上15年以下から引き下げた)3年以上7年以下の刑期に減刑された。

[目次に戻る](#)

7.2 ジャーナリスト及び人権擁護活動家

7.2.1 アムネスティ・インターナショナルの2015年6月の報告によれば、

『メディア改革が行われたにもかかわらず、ミャンマーではジャーナリストも他の報道機関職員もその職務の遂行に相次いで制限を課されている。こうした批判が次第に声高に主張され、当局が脅威を感じるようになるにつれて、当局は反対意見を抑圧するための筋金入りの戦術に訴える傾向を強めつつある。政府又は軍が機密扱いとみなす題材について報道する、政府及びミャンマー軍に批判的とみなされた個人は特に、脅迫や嫌がらせを受ける可能性があり、場合によっては、逮捕、拘禁及び訴追さらには収監されるおそれもある。表現の自由の状況は2014年から再び悪化しつつある。2014年を通じて、平和的報道活動に関連して収監された報道機関職員は11人以上に上った。一方で、批判的な報道や独立した報道を抑圧するための直接的な脅

迫、偵察、国内の特定地域への立入り制限及び名誉棄損訴訟を受けた報告もあった。』

7.2.2 特別報告者は、『ジャーナリスト、人権擁護活動家及び批判的な意見を表明した個人が相次いで嫌がらせや脅迫を受けたり、人権に関する国際基準に適合しない名誉棄損、不法侵入及び国家安全保障関連の法律の下に収監されたりしたという報告』も受けた。ジャーナリスト保護委員会は2014年12月に、各国で収監されたメディア関係者の年次全数調査を公表した。ミャンマーは2011年以来初めてこのリストに登場し、ジャーナリストの収監数で上位8位に入った。』

7.2.3 フリーダムハウスの報告によれば、『ジャーナリストらは、国家及び非国家主体による定期的なサイバー攻撃及び電子メールアカウントへの侵入未遂に遭遇している。』2014年を通じて、独立した週刊誌Unityのジャーナリスト5人が、国家機密法の下に禁固10年を言い渡され、その後上訴審において禁固7年に減刑された。CPJの報告によれば、『ジャーナリストは定期的に、民族集団との紛争に関する報道を、軍側から禁止されている。2014年10月に、反乱軍に合流していた現地のフリーランス報道記者、アウン・カヤウ・ナイン(Aung Kyaw Naing)は、タイとミャンマーの国境付近の不穏な地域で政府軍部隊に捕獲された後、2014年10月に軍に拘束されている間に射殺された...民間紙Bi Mon Te Nayのジャーナリスト3人及び社員2人が、国家誹謗罪で禁固2年を言い渡された。』

7.2.4 アムネスティ・インターナショナルによれば、ジャーナリストの取材源に対する治安上の懸念が高まっているカイン州及びカチン州等の武装地域では特に、一部のジャーナリストがミャンマー軍から脅迫を受けた。イスラム教徒と仏教徒間の武力衝突やロヒンギヤの現状について報道したジャーナリストが、報道後に仏教徒の国粋主義者集団から脅迫を受けた報告もあった。またアムネスティ・インターナショナルによれば、『ジャーナリストはこれまでに、その機材を壊されたり、暴言を吐く手紙や電話を受けたり、身体的暴力で脅迫を受けたりしている。中には、ソーシャルメディア上で侮辱的なメッセージを受けた者もいた。新聞各紙の報道によれば、ジャーナリストは事務所外での抗議運動で脅迫を受けたり、ジャーナリストに反対する「複数の措置」を講じられたりしている。』

7.2.5 2015年5月3日に行われた世界報道自由デー(World Press Freedom Day)は、ビルマ(ミャンマー)の情報省とユネスコの協賛で祝われた。ウー・イエ・トゥ(U Ye Htut)情報相は、その発言の中で、『「ジャーナリストは物理的脅迫だけでなく精神的脅迫も受けており、これによって、その職務を自由に且つ行動規範に従って遂行できなくなっている。全ての国民がジャーナリストの安全確保に自分なりの役割を果

たさなければならない」と改めて認めた。』同相は、『女性、子ども、少数民族及び障害者の声も届くような包摂的な報道環境の構築』に向けて情報省が尽力する旨を繰り返した。』これに対し、ビルマ(ミャンマー)軍は同じ日に、ブラックリスト入りしているコーカン族(Kokang)反体制派集団、ミャンマー国民民主同盟軍(Myanmar National Democratic Alliance Army)(MNDAA)が示した声明を公表又は放送するジャーナリストに対する「全面的禁止令」及び訴追の脅迫を公表した。

7.2.6 人権擁護活動家に対する活動環境はこの数年で概ね改善されたが、FCOによれば、大都市郊外及び紛争地域内また、宗教問題について率直な意見を述べる個人にとっては特に、活動環境は依然として困難な状態にある。特別報告者が人権擁護活動家から得た情報によれば、人権擁護活動家は、『定期的な電話による偵察、移動及び活動に対する監視及び尋問』を受けているということである。国際人権連盟(FDH)の2015年5月の報告によれば、2014年12月にレパダウン銅山採掘プロジェクトの抗議運動中に警察に殺されたヒン・ウィン(Khin Win)の死に対する抗議デモに出席したために、6人の人権擁護活動家が禁固4年の実刑判決を言い渡された(農民及び土地の権利に関する活動家を参照)。作家で元NLD役員のHtil Lin Ooは2015年6月2日に、仏教を利用した差別と偏見の助長を批判したとして、重労働を伴う禁固2年を言い渡された。

7.2.7 特別報告者が収集した情報によれば、『国軍に不利な申立てをした時点で、名誉棄損又は虚偽の情報提供を理由に民間人が刑事訴追されることは珍しくない』ということである。

7.2.8 ラジオフリーアジアの2015年7月の報告によれば、『ミャンマーの首都ネピドー(Naypyidaw)の裁判所は、ジャーナリスト2人に、いずれもテイン・セイン大統領に対する誹謗中傷罪で有罪判決を下した上で、それぞれ100万チャット(855米ドル)の罰金を科した... 情報省によれば、ミャンマーヘラルド(Myanmar Herald)紙は昨年8月に取材を行い、その中で政治学者、ミョー・ヤン・ナウン・テイン(Myo Yan Naung Thein)は大統領の言葉を「でたらめで、理不尽であり重みも一貫性もなく...完全に無意味でばかばかしく愚かだ」と評した。

7.2.9 ラジオフリーアジアの報告の続きによれば、

『政府は出版前の検閲を廃止し、民間出版社の多くにライセンスを付与したが、複数の権利擁護団体によれば、旧軍事国家ではジャーナリストの脅迫及び逮捕が

増加したようであり、新たな自由は逆戻りしているように見える...ということである。デイリーイレブン(Daily Eleven)は、同紙のジャーナリスト 10 人が収監されているのに加え、17 人の編集職員を含む他十数人も法廷侮辱罪で審理を受けている。デイリーイレブンは最近、ミャンマーの司法制度における汚職及び職権濫用の申立てについて一連の記事を発表した。イレブンメディアグループの CEO タン・トゥット・アウン(Than Htut Aung)は、先週、見知らぬ襲撃者数人に襲われた。襲撃者はパチンコで車に鋼製ボルトを放ち、車を損傷させたが、同氏は無傷であった。』

7.2.10 ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者が 2015 年 8 月に任務終了報告書の中で報告したところによれば、報告者は『依然として、ジャーナリスト及び報道関係者が人権に関する国際基準に適合しない名誉棄損、嫌がらせ、不法侵入及び国家安全保障関連の法の下に逮捕されていることを憂慮している。加害者がまだ訴追されていないコ・パー・ギー(Ko Par Gyi)(別称 アウン・カヤウ・ナイン) の殺害及びイレブンメディア CEO に対する襲撃は、報道機関内に恐怖と不安の風土を醸成している。』

[目次に戻る](#)

8. 移動の自由

8.1 法律上の権利及び制限

8.1.1 ビルマ(ミャンマー)の住民は法律上、その名前及び住所を居住する小区又は村の行政官に登録しなければならない。2012 年に、1907 年の集落法及び市法に代わって、小区・村行政法(法律)が制定された。1907 年法と同様に、新しい法律もビルマ(ミャンマー)の居住者に、(居住する小区又は村以外からの)宿泊客を居住する小区又は村の行政官に登録するよう義務付けている。法律が 1907 年法と異なる点は、宿泊客の登録不履行に対する刑罰が規定されていない点であるが、NGO、Fortify Rights によれば、実際には、登録しなかった住民は 500 チャットから 20,000 チャット(0.50 から 20 米ドル)の罰金を科され、禁固刑を受けているということである。Fortify Rights の 2015 年 3 月の報告によれば、『小区・村行政法の第 13 条(n)は、小区及び村の行政官に曖昧且つ広範囲の自由裁量的権限を与えており ... [また]、行政官に、担当する小区及び村の敷地に対する無制限の権限を与えている。』

8.1.2 この報告書では、法律の適用及び執行が地域によってどのように異なり、それによって居住地検査に向けていかに幅広い権能を行政官に与えているかについて

詳しく述べている。報告書によれば、『政府当局が通常、抗議運動又は暴動が発生する可能性に普段より神経質になる国民の祝日又は行事では、広範囲に及ぶ家宅捜索が助長される傾向にある。』たいていは行政官及び警官を含む 10 人以上で構成される家宅捜索は、真夜中の時間帯に行われるのが一般的であるが、その頻度は「1 ヶ月に 1 度以上」から最大 2 年ごとまで様々に異なり、場合によっては、捜索が完全に中止されたこともあるということである。

8.1.3 世帯登記書又は国民登録カードがない場合は特に、個人が法律により、国内を自由に移動することができなかった。伝えられるところによれば、『市民団体又は政治活動に従事している個人等の、特定の個人又は階層に脅迫及び嫌がらせを行う』目的や、『私有財産の違法な没収又は住民から金銭を巻き上げる』目的にも、家宅捜索が利用されているということである。ラカイン州に居住するロヒンギャに対しては、自由な移動に依然として厳重な制限が課されている。

[目次に戻る](#)

8.2 出入国

8.2.1 出入国管理省によれば、2013 年 8 月 28 日現在で、ビルマ(ミャンマー)人は、ネピドー国際空港、ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港等の国際出入国地点及び、タチレク(Tachilek)、ミヤワディ(Myawaddy)、Htee Kee 及びコータウンのタイ国境ゲートから出入国することを許されている。海外渡航を希望するビルマ(ミャンマー)人は、出国時に出入国デスクで提示しなければならない電子出国フォーム(e-Dform)が必要である。

8.2.2 エーヤワディー紙の 2014 年 1 月の報道によれば、ビルマ(ミャンマー)にはパスポート発給事務所が 15 箇所あり、身分証明書及び独自の世帯登記書を所持するビルマ(ミャンマー)人はそこで、パスポートの申請及び受取りを行うことができる。政治囚を含む元受刑囚は、上記以外の(詳細が不明の)書類の提示を義務付けられており、既定の 10 日間より長く待たされる可能性がある。元政治囚の中にはパスポート申請が 2 ヶ月経ってもまだ発行されていない者もいた。パスポートの有効期間は 5 年間である。米務省(USSD)の報告によれば、2014 年を通じて、『無国籍者、特にロヒンギャは海外渡航に必要な書類を取得することができなかった。』

8.2.3 政治活動家、元政治囚及び一部の外国大使館の現地職員は、海外渡航に制限を課された。ビルマ(ミャンマー)政府は 2012 年 8 月に、国家安全保障の脅威とみなされる個人の出入国を防ぐためのブラックリストから 2,082 人の名前を抹消すると

発表した。リストには現在、およそ 4,000 人の名前が記載されていると考えられているが、ラジオフリーアジアの報告によれば、反逆罪で起訴された民間人又は外国で庇護を与えられた個人は、ビルマ(ミャンマー)に帰還することを許されない。政治活動家で弁護士の自主亡命者ソー・チャー・チャー・ミン(Saw Kyaw Kyaw Min,)は、亡命者の帰還を求めるテイン・セイン大統領の要求に応じて母国に帰還した時点で、法廷侮辱罪で禁固 6 ヶ月の判決を受けた。1947 年のビルマ出入国管理(緊急規定)法によれば、『ビルマ連邦共和国のいかなる国民も、ビルマ連邦共和国が発行する有効なパスポート又は、管轄当局が発行するその代わりになる証明書を携行せずに連邦共和国国内に入国してはならない。...』同法は 1990 年に改正され、同法の規定に反してビルマ(ミャンマー)に入国する又は入国しようとする個人又はビルマ(ミャンマー)に在留する個人に対する刑罰を、「2 年以下の禁固刑又は 1,500 チャット以上の罰金又はその両方」から、「6 ヶ月以上 5 年以下の禁固刑又は 1,500 チャットの罰金又はその両方」に引き上げた。

8.2.4 エーヤワディー紙によれば、亡命者のビルマ(ミャンマー)帰還を喜んで受け入れる 2011 年の大統領の発表以降も、亡命者の多くは帰還を躊躇している。ビルマ(ミャンマー)市民権法は、二重国籍を認めていないため、外国のパスポートを所持する個人には、ビルマ(ミャンマー)に帰還するためのビザの取得及び 3 つの省 - 内務省、外務省及び出入国管理省からの承諾が必要であった。著名な亡命者の主張によれば、ビザの発給処理は遅れることが多く、申請が却下されることもあった。USSO 報告 2014 年版によれば、その年を通じて、『政府は亡命者に母国の再建に協力するよう促し、多数が母国に帰還した。帰還の権利を認める正式な政策又は手続きがないために、帰還を望む一部の亡命者の中には、無制限な遅延という結果になる者もいた。当局は、帰還した活動家で著名な元政治囚少なくとも 1 人に対し、市民権の差替え書類の発行を遅らせ、それによって、在留する個人権利を問題にする方法で嫌がらせを行った。』

[目次に戻る](#)